

糸魚川市公共施設照明設備LED化事業公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月10日

糸魚川市

1 目的

CO₂排出削減による低炭素社会の実現、電力需要の抑制による財政負担の軽減を目的とし、糸魚川市（以下「本市」という。）の既存公共施設の照明器具について、LED化を進めていく。これにあたり、民間事業者のノウハウ、技術力を活用した賃貸借方式により糸魚川市公共施設照明設備LED化事業を実施するものとし、計画、工事、維持管理等に関する一括提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により、照明器具の賃貸借（リース）及び維持管理等に関して一括提案する事業者を広く募集する。

2 事業概要

(1) 事業名

糸魚川市公共施設照明設備LED化事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

別紙1「糸魚川市公共施設照明設備LED化事業 賃貸借仕様書」のとおり

(3) 対象施設

別紙2「対象施設一覧」のとおり

(4) 既設照明器具の種別及び数量

別紙3「照明器具一覧」のとおり

※ 本市の都合等により照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

(5) 契約方式

賃貸借契約 10年（120か月）

※ 地方自治法第214条に基づく債務負担行為による契約とする。

※ 本事業で賃貸借した照明器具については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

(6) 賃貸借開始日（予定）

令和7年4月1日から

(7) 照明器具更新工事期間（予定）

契約締結日から令和7年3月31日まで

※ 全ての対象施設のLED照明器具更新工事（本市の検査完了まで含む）を令和7年3月31日までは終了させること。なお、各施設の施工スケジュールについては、本市との協議により決定することとする。

(8) 提案限度額（消費税及び地方消費税相当含む。）

131,000,000円

※ 消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により対応を決定する。

(9) 本事業の担当課（事務局）

糸魚川市 総務部 財政課 管財係担当

〒941-8501

新潟県糸魚川一の宮1丁目2番5号（糸魚川市役所本庁舎4階）

Tel : 025-552-1511 〈代表〉 Fax : 025-552-1090

E-mail : zaisei@city.itoigawa.lg.jp

なお、本事業全体の進行管理、連絡調整等は財政課で行うが、各公共施設の詳細については、財政課の指示のもと各施設の所管課と協議、調整を行うものとする。

3 業者選定方法

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定手順

糸魚川市公共施設照明設備LED化事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、技術提案書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

審査の結果、その評価が一定の基準に満たなかった場合は、優先交渉権者及び次点者を特定しない。

また、技術提案書等を提出する者が1者の場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

4 応募要件

(1) 参加資格

① 応募者は、次の(2)「役割と業務」を履行する能力を有する事業者（法人格を有する者）とする。なお、グループ（それぞれが法人格を有する複数の事業者の共同）を構成しての応募も可能とする。

② グループは、参加表明時に全ての事業者（以下「構成員」という。）をグループ構成表（様式3号）に記載し、各々の役割分担を明確にすることとする。

③ グループ構成表を本市に提出した後は、構成員の変更を認めない。また、同一構成員が他グループの構成員になることはできない。

(2) 役割と業務

① 本事業で必要とする役割と分担業務は次のとおりとする。

(ア) リース役割

照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続

(イ) 機器納入役割

照明器具及び付属品の納入

(ウ) 施工管理役割

照明器具の更新工事の計画策定及び施工管理に係る業務

- (エ) 施工役割
照明器具の更新工事に係る全ての業務
- (オ) その他の役割
上記ア～エ以外の本事業に必要とされる業務

※ グループの場合、代表者はリース役割の構成員（以下「代表者」という。）とする。

※ リース役割以外の各役割は、一者でなく、複数者での構成も可とする。

(3) 応募者となる構成員の資格

応募者となる各構成員の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ① 応募者は、本要領に定める参加表明書及び資格確認書類に基づき、本要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 代表者は、本市の令和5・6年度物品入札参加資格を有する者で、業種「リース」で本市に登録している者であること。
- ③ 代表者は、国または地方公共団体と同種事業においてリース契約実績を有していること。
- ④ 施工役割の事業者は、本市の令和6・7年度建設工事入札参加資格を有する者で、業種「電気」工事で本市に登録している者であること。
- ※ 施工役割の下請業者又は協力事業者の選定にあたっては、可能な限りLED照明器具更新工事の実績のある地元業者で、かつ社会保険等（健康保険、厚生年金、労働保険）に加入している業者を優先するなど、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 「糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領」または「糸魚川市物品調達等請負業者指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑧ 次のいずれの場合にも該当しない者であること。
 - (ア) 法人に属する全ての役員（以下「役員」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(4) グループの場合は、全ての構成員について役割分担を明確にすること。

5 全体スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（市HP掲載）	令和6年 4月10日（水）
質問書提出期間	令和6年 5月2日（木）まで
現地等確認期間（希望者のみ）	令和6年 5月8日（水）まで
質疑に対する回答（市ホームページ掲載）	令和6年 5月8日（水）
参加表明書の受付期間	令和6年 5月10日（金）まで
技術提案書等の提出期間	令和6年 5月22日（水）まで
プレゼンテーション審査（予定）	令和6年 6月上旬
審査結果の通知（予定）	令和6年 6月上旬
優先交渉権者による現地詳細調査（予定）	令和6年 6月中旬まで
契約締結（予定）	令和6年 6月中旬
工事期間（予定）	契約締結日 から 令和7年 3月31日（月）まで
賃貸借期間（10年間）	令和7年 4月1日（火）から

※ 期間の表示があるものは、午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。

※ 上記選定日程は予定であり、変更する場合がある。

6 対象施設現地確認（希望がある場合）

(1) 現地確認申請

参加表明をしようとする事業者（リース役割となる事業者）で、対象施設の現地確認を希望する事業者は、少なくとも10日前までに現地確認申請書（様式8号）を事務局宛てに電子メールにより提出するものとし、その件名を「(代表者名) LEDプロポ現地確認申請」とすること。（送信先アドレス zaisei@city.itoigawa.lg.jp）

なお、電子メール送信後、電話でその到着を確認すること。

(2) 申請受付期間（電子メール）

令和6年4月10日から同年同月19日 午後5時まで（必着）

(3) 現地確認日時の連絡

申請確認後、本市より電子メールで連絡（返信）する。

(4) 現地確認の留意点

現地確認については、事務局が指定する日時とし、施設の平常業務に支障のない範囲で、事務局職員が立ち会い、実施する。

参加については事業者3人以内とし、時間は2時間以内とする。現地確認中は事務局職員の指示に従うこと。また、執務状況や、貸館等の状況により当日確認できない範囲があることも予め了解しておくこと。

7 図面データの貸与（希望がある場合）

(1) 貸与申請

貸与を希望する場合、代表者は以下の事項を記載（任意様式）のうえ、令和6年4月19日（金）午後1時までに電子メールにて申し込むこと。なお、貸与する図面データは、本事業についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできない。また、プロポーザル終了後に必ず返却すること。

- ・事業名
- ・代表者の商号又は名称及び代表者職氏名
- ・担当者の部署、氏名及び連絡先（電話番号、E-mail アドレス）
- ・図面データ貸与を希望する旨、来庁予定日時、来庁予定者名

(2) 送信先

糸魚川市 総務部 財政課 管財係担当

電子メールアドレス zaisei@city.itoigawa.lg.jp

(3) 配布日時・場所及び返却方法

別途電子メールにて指示する。 ※配布時、図面データ使用に関する誓約書を記入のこと。

(4) 貸与期間 令和6年4月10日（水）から同年5月8日（水）午後5時まで

8 質問の受付・回答

(1) 提出期限

「5 全体スケジュール」のとおり

(2) 提出方法

電子メールにて件名を「(事業者名) 公共施設LED化事業プロポーザルに関する質問」とし、質問書（様式1号）を添付して、電子メール（zaisei@city.itoigawa.lg.jp）で送信し、電話にてその旨を連絡すること。

※ 電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(3) 質問への回答日

「5 全体スケジュール」のとおり

(4) 質問への回答方法

質問に対する回答は、随時、質問回答書として取りまとめ、本市ホームページに掲載する。

※ 質問者の名称は非公表とする。

※ 質問回答書については、参加表明書等の提出前に必ず確認すること。

9 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

「5 全体スケジュール」のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）

※郵送の場合は、電話等により、郵送した旨の連絡をすること。

(3) 提出書類

以下の提出書類（以下の①～⑥）を左綴じ（ホチキスで2箇所留め）で提出すること。

① 参加表明書（様式2号）

② グループ構成表（様式3号）

応募者がグループの場合、「4 応募要件（2）役割と業務」の各役割分担を明確にすること。また、施工に関し、協力業者又は下請業者に依頼する場合は、当該業者の一覧表（様式3号 別紙）を添付すること。

③ その他関係書類

機器納入役割、施工管理役割、その他の役割の事業者は、下表に掲げる書類（No.1、2は申請日において、発行日より3か月以内のもの。写しでも可。）を提出すること。ただし、代表者又は施工役割の事業者が兼務する場合は、提出省略可（No.4の書類を除く）とする。

No.	書類名	摘要
1	登記事項証明書等	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
2	納税証明書	「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税の未納のないことの証明） ※ 糸魚川市内に本社・本店所在地が存在するなど、納税義務が生じている場合は、糸魚川市税納税証明書も併せて提出すること。
3	財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を綴じたもの
4	許可登録等を証明する書類	法令により必要とする業種のみ

(4) 提出部数 1部

10 参加資格確認結果の通知

(1) 通知日

参加表明書を受理した日から起算して7日以内

(2) 通知方法

参加に係る資格要件を満たした応募者に対して、参加表明書に記載された連絡先に電子メールにて技術提案書等の提出について通知するとともに様式6号「削減効果一覧表」を送付する。

1.1 技術提案書等の提出

(1) 提出期限

「5 全体スケジュール」のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）

※郵送の場合は、電話等により、郵送した旨の連絡をすること。

(3) 提出書類

次に掲げる書類について、インデックスを付け、①～⑤順に左綴じし、1冊にまとめて提出すること。

① 技術提案書提出届（様式4号）

② 技術提案書（任意様式）

③ 事業実績調書（様式5号）

④ 削減効果一覧表（様式6号） ※ 本市ホームページには掲載せず、参加資格があると認められた者に別途配布する。

⑤ LED照明器具賃貸借料見積書（様式7号）

(4) 提出部数

正本1部、副本6部

1.2 技術提案書等作成要領

(1) 技術提案書の規格

① 技術提案書は、任意様式とし、用紙の規格は、日本産業規格A4版とすること。なお、図表等でA3版を使用する場合は、A4版に織り込むことも可能とする。

② 最大10ページ以内とし、A3版を織り込む場合は、片面につき2ページ分と換算すること。

③ 文字フォント11pt以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

(2) 技術提案書の構成

賃貸借仕様書（別紙1）の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

① 施工計画に関する提案

(ア) 施工方法・作業期間

施工方法は既設照明器具全体をLED照明器具に交換する方式（ランプ+器具の両方更新）やランプのみをLEDランプに交換する方式（ランプのみ更新）など本事業の目的達成に最も効果的な方法を広く募集する。（ただし、ランプのみ交換する方法の場合であっても、別紙3で既設照明器具全体の交換を必須としている場所並びに既設照明器具全体の交換を提案し、本市の承認を得た場所は既設照明器具全体を交換すること。）

対象施設一覧（別紙2）に示した施設又は用途ごとに、施工方法や作業期間等について配慮又は工夫する点を記載すること。

(イ) 施工体制

糸魚川市内事業者の積極的な活用及び地域経済の活性化に資する点を記載すること。想定している糸魚川市内事業者数と工事全体に占める糸魚川市内事業者数が請け負う工事費の割合についても記載すること。

(ウ) 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法及び基準値等について記載すること。

(エ) 連絡体制

災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

② 使用機器に関する提案

施設、用途又は器具種別ごとに、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。

また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、(1)に規定する書式にはよらず、枚数にも含めないものとする。ただし、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

③ 賃貸借物品の保守に関する提案

(ア) 保守体制

定期点検等の有無や不具合時の対応体制について記載すること。また、糸魚川市内事業者の積極的な活用を踏まえた体制とすること。

(イ) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

④ その他の提案

①～③までの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。

(例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加、削減効果の検証等)

(3) LED照明器具賃貸借料見積書(様式7号)

1年間及び10年間の賃貸借料を記入すること。なお、施設ごとの賃貸借料が分かる施設内訳書(様式7号 別紙)を添付すること。

1.3 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 開催日

「5 全体スケジュール」のとおり

(2) 審査会場

糸魚川市役所 2階 203会議室 (参加者控室：市役所3階 302会議室)

(3) 出席者

出席者は、4名以内とし、説明は本事業に主に携わる予定の担当者とする。

(4) 備考

① 参加表明書等の受付順により、1者35分(プレゼンテーション25分、質疑応答10分)のヒアリングを行う。

② プレゼンテーションは、提出した技術提案書等の内容に基づく説明を基本とするが、必要に応じてパワーポイント等の活用を可とする。

ただし、内容については、提出書類に記載された範囲内で、説明用に編集を加えたものとする。

③ プレゼンテーションには、事務局で用意したプロジェクター(HDMI接続)等を使用することができる。また、その際は、予め事務局に連絡のうえ、PC端末等は持参すること。

- ④ プレゼンテーションの準備は、会場入室後 10 分以内で行うこと。
 - ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。
- ※ 詳細については応募者に別途通知する。

1.4 評価項目及び採点方法

- (1) 別表 1 「評価基準表」に基づいて審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を優先交渉権者とし、次に高かった者を次点者とする。(各委員 100 点、合計 500 点)
- (2) 最高得点の者が同点で複数いる場合は、見積金額の安価な者を特定する。

1.5 審査結果

審査結果は文書にて応募者全てに郵送し、本市ホームページで公開する。また、審査結果について、異議申立ては認めない。

1.6 参加報酬の有無

このプロポーザルに係るすべての経費は、応募者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

1.7 参加に関する留意事項

- (1) 提出書類の取扱い
原則として提出書類は返却しない。また、事業以外の目的で提出書類を使用しない。
- (2) 特許権等の使用
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負うものとする。
- (3) 本市が提供する資料の取扱い
本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (4) 複数提案の禁止
応募者は 1 つの提案しか行うことができない。
- (5) 提出書類の変更の禁止
提出された技術提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。

1.8 事業契約

- (1) 現地調査及び詳細協議
優先交渉権者は、契約対象となる施設について、令和 6 年 6 月中旬までに現地調査を行った上で、本市が指定する様式により改めて見積書を提出すること。
また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。

(2) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。契約手続き及び契約書は、糸魚川市財務規則の規定によるものとする。

なお、本市と優先交渉権者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点者を優先交渉権者とし、協議を行うものとする。

(3) 締結時期

「5 全体スケジュール」のとおり

(4) 予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別表2「予測されるリスクと責任分担」によることとする。なお、別表2に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

1.9 その他の留意事項

(1) このプロポーザルの審査委員の家族、審査委員の家族が実質的に関係する組織に所属する者は、プロポーザルに参加できない。

(2) このプロポーザルにおいて、次の①～⑧のいずれかに該当すると審査委員が認めた場合は失格となる。

① 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

② 提出書類が、この実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

③ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④ 提出書類に虚偽の記載がある場合

⑤ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合

⑥ 見積額が提案限度額を超えている場合

⑦ 「4 応募要件」に定める資格を失った場合

⑧ 上記①～⑦のほか、この実施要領その他関係法令に違反すると認められた場合

(3) 参加表明書等提出以降に辞退する場合は、技術提案書等提出期限の前営業日までに辞退届（様式9号）を持参又は郵送（必着）にて提出すること。

(4) 提出書類は、糸魚川市情報公開条例（平成17年糸魚川市条例第14号）に規定する開示請求の対象となる。